## 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募手続について

## 1 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

府省共通研究開発管理システムとは、各府省が所管する競争的研究資金制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付 → 審査 → 採択 → 採択課題管理 → 成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

## (1) ポータルサイトへのアクセス方法

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) のポータルサイトへアクセスするには、Webブラウザで「https://www.e-rad.go.jp」にアクセスします。

ポータルサイトでは、本システムに関する最新情報を掲載しています。 また、本システムへは、ポータルサイトからログインします。

#### (2) システムの利用時間及び操作方法等に関するお問合わせ先

システムの利用時間:平日、休日ともに0:00~24:00

ヘルプデスク電話番号:0570-057-060 (ナビダイヤル) 又は03-6631-0622

ヘルプデスク受付時間:平日9:00~18:00

(令和7年7月現在。時間については、変更される可能性がありますので、e-Ra dのポータルサイト「お問合せ方法」 (https://www.e-rad.go.jp/contact.html) を 御確認ください。)

#### 2 応募受付期間について

令和7年7月24日(木)~令和7年9月8日(月)17:00

#### 3 システム利用に当たっての事前準備について

代表機関及び共同研究機関の事務担当者は、ポータルサイトの「システム利用 に当たっての事前準備」にしたがって、研究機関の登録申請及び所属研究者の登 録を行います。 (既に登録済みの場合には、申請及び登録を行う必要はありませ ん。)

- ※ 所属研究者の登録は、本研究を実施する全ての研究者について行います。
- ※ 研究機関の登録は、通常でも $1\sim2$ 週間程度、混雑具合によってはそれ以上 の時間を要する場合もありますので、余裕をもって申請を行ってください。

#### 4 企画提案書の作成について

#### (1) 応募要領及び申請様式(応募情報ファイル)のダウンロード

提案者は、農林水産省のホームページ又はポータルサイトの「現在募集中の公募 一覧」から応募要領及び申請様式(企画提案書(様式))をダウンロードし、応 募要領にしたがって企画提案書を作成してください。なお、企画提案書は日本語 で作成してください。

## (2) 企画提案書のPDFファイルの作成

企画提案書(wordファイル)及びデータマネジメントプラン(企画提案書様式 5:excelファイル)をPDFファイルに変換し、ファイルを結合する。(30MB以内。白黒でも可。)

## 5 応募情報の登録について

#### (1) 応募情報の登録の事前準備

システムへの応募情報の入力の際には、次のものを用意します。

- ① システムの「研究者用マニュアル(https://www.e-rad.go.jp/manual/for\_researcher.html)」及び本資料
- ② 企画提案書のPDFファイル
- ③ 各研究者のシステムに登録済みの研究者番号
- ④ 各研究者の令和7 (2025) 年度の予算額(直接経費(総額)及び間接経費 (総額))
- ⑤ 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)(写し)のPDFファイル(代表機関のみ)

(以下、必要に応じて提出)

- ⑥ 人件費及び試験研究費の賃金を計上する場合 試験研究機関における受託単価規程又は人件費の算定等における算出根拠とな る書類
- ⑦ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に基づく計画(環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画)の認定を受けている場合は、認定証を提出してください。農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律(令和6年法律第63号)に基づく計画(開発供給実施計画)の認定を受けている場合は、認定証を提出してください。なお、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促

進に関する法律(令和6年法律第63号)に基づく計画(開発供給実施計画)の 事前相談が終了している場合は、事前相談に使用した資料を提出してください。

- ⑧ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号))に基づく認定(えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく認定(くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業)及び青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定(ユースエール認定企業)を受けている場合は、基準適合認定通知書等の写しなど認定状況の分かる資料を提出してください。
- ⑨ 別添 5 「研究総括者 (PI) の人件費の支出について」に基づく経費の計上を 予定している場合は、PI人件費の支出に係る「体制整備状況」及び「活用方針」 を提出してください。
- ⑩ 別添3「「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」について」に基づく経費の計上を予定している場合は、「自発的な研究活動等承認申請書」を提出してください。

# (2) 応募情報の入力手順

応募情報の入力は、代表機関の研究総括者がポータルサイトへログインし、 応募課題を検索して応募情報を入力します。(共同研究機関の研究実施責任者 等に入力させることもできます。)

システムの公募名は、「令和7年度安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業(公募研究課題名)」です。

システムの操作手順の詳細は、「研究者用マニュアル」を御覧ください。

## (3) 応募情報の提出及び承認について

応募情報を入力した提案者は、内容に誤りがないことを確認し、応募情報を 提出します。

アップロードできるファイルの最大容量は30MBまでです。「応募情報ファイルに収まらない場合は、分割して「参考資料ファイル」に添付してください。

正しく提出が行われると、「応募情報を確定しました」というメッセージが表示され、応募課題の情報が研究機関の事務担当者に対して提出されますが、この時点では農林水産省への提出は完了していません。

農林水産省へ応募情報を提出するには、上記手続に続いて代表機関の事務代表者の「承認」が必要です。代表機関の事務代表者による「承認」を応募受付

期間中に終わらせないと、農林水産省へ応募情報を提出したことにはなりませんので、十分に御注意ください。

※ 必ず「応募/採択課題一覧」画面から応募情報のステータスを確認してください。

ステータスが「応募中/申請中/研究機関処理中」となっている場合は、研究機関の事務代表者による「承認」が終わっていません。

事務代表者が「承認」すると、ステータスが「応募中/申請中/配分機関処理中」に変更されます。

承認については、「(研究機関向け)操作マニュアル(事務代表者用)」(https://www.e-rad.go.jp/manual/for\_organ.html)を御覧ください。

## 6 その他

## (1)提出した応募情報の修正等

応募受付期間中であれば、農林水産省へ提出した応募情報を引き戻し、修正することができます。この場合、応募受付期間中に修正を終了し、再度応募情報の提出及び代表機関の事務代表者による承認をする必要があります。

応募受付期間終了間際には、ヘルプデスクにつながりにくくなることが予想 されます。また、システムは、緊急メンテナンス等により、サービスを停止す る場合があります。

ポータルサイトの最新の「システム管理者からのお知らせ」を御確認のうえ、 余裕を持って応募情報の入力等を行ってください。

#### (2) 応募受付期間終了後の連絡体制

代表機関の研究総括者は、応募の内容について農林水産省の担当者から問い合わせを行う場合がありますので、応募受付期間終了後、1週間程度は確実に連絡が取れるようにしてください。